

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」
に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年7月9日

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

今般、令和元年6月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正を行います。

この改正に先立って広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和元年7月9日（火）から令和元年8月8日（木）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、令和元年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が施行されました。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）の規定の整備を行うとともに、政令において成年被後見人等に係る欠格条項を設けている、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）についても、整備法による見直しを踏まえ所用の改正を行います。

2. 意見募集要領

（1）意見募集対象

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」について

（2）意見募集期間

令和元年7月9日（火）から令和元年8月8日（木）まで

※郵送の場合は同日必着

（3）資料の入手方法

[1]インターネットによる閲覧

・電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

[2]環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室にて配布

[3]郵送による送付

郵送を希望される方は、92円切手を添付した返信用角2封筒（郵便番号、住所、氏名、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」を必ず明記。）を同封の上、下記「(4)意見提出方法」の「郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。

(4) 意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、次のいずれかの方法で御提出ください。

[1]郵送による提出の場合

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

[2]FAX

FAX番号 03-3593-8262

[3]電子メール

電子メールアドレス hairi-recycle@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 宛て

[件名] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令案

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[〒・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※御意見は、日本語で御提出ください。

※御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容

- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。